

# 経営所得安定対策が実施されます

# そば補助事業のお知らせ

平成24年12月の衆議院議員選挙を受け、「農業者戸別所得補償制度」から「経営所得安定対策」に名称が変更となりました。平成25年産については、すでに麦などの作付けがされていることから、混乱を避けるため、農業者戸別所得補償制度と同じ内容となります。また平成26年度以降の制度については今後、検討されることとなっています。

## 【水田活用の所得補償交付金】

### ○戦略作物の作付け

自給率向上のために、水田で麦・大豆・そばなどを生産する販売農家などに、作付面積に応じ、国から全国統一単価で交付されます。

### ○産地資金

地域振興作物の振興のために、水田で野菜・花木・果樹・地力増進作物・景観形成作物を生産する販売農家などに、作付面積に応じて交付されます。

## 【米に対する助成】

### ○米の所得補償交付金

転作を実施し、米の生産数量目標に沿って生産をする販売農家などに、主食用米の作付面積10a当たり1万5千円を定額交付します。

交付対象面積は主食用米の作付面積から自家消費用米相当分として、一律10aを差し引いた面積となります。

※販売農家…水稲共済加入者(20a以上の水稲を栽培する場合(当然加入)、または20a以下の場合(販売実績がある方が対象)になります。

平成24年産の販売数量を平均単

収より面積換算し、10a当たり2万円が交付されます。

### ○数量払

平成24年産の販売した麦・大豆・そば・なたねの品質に応じて単価が設定され、販売数量に応じて交付されます。

## 【申請方法】

水田を所有されている方や、平成24年度に畑作物の戸別所得補償交付金を申請された方には、戸別所得補償交付金を申請する書類、交付金の振込口座を届け出る書類、営農実施計画書をお配りします。期限までに各地区ののうさい部長にご提出ください。

畑作のみの農業者で麦、大豆、そば、なたねの交付金を申請される方は、産業経済課農政係までお申し出ください。

※農林水産省ホームページで詳しい内容を照会できます。

お問い合わせ先  
産業経済課農政係(内線27)

## ○営農継続支払

麦・大豆・そば・なたねの平成24年産の販売数量を平均単

町では、耕作放棄地の解消を推進する目的で、次の事業を行っていますので、ご活用ください。

## 【そば種子無償頒布】

頒布する信濃1号については、収穫した種子で3年間栽培できる品種です。昨年頒布を受けた方は、自己収穫種子の播種をお願いしてありますので、今回は対象外です。

## 【申込期限】

5月31日(金)まで  
※申込用紙は産業経済課農政係にあります。印鑑をご持参ください。

## 【頒布条件】

- 町内に農地を所有する方
- 10aあたり6kg位の頒布(品種は信濃1号)

※本年度種子を頒布した方は、来年度から3年間は自己収穫種子を播種してください。

※頒布した種子をまかなかった場合などは、種子の返却または相当額の返還を請求します。

※頒布日は6月下旬頃予定

【コンバインでの刈り取りを希望する場合】

- 農地の1筆が10a以上で、2t車が入れるくらいの道路に接していること
- 刈取料は、10aあたり7,000円(圃場の条件により変更あり。町外農地の場合は10,000円)

- コンバインは、畑に大きな石があると停止したり、雑草が多いと収穫物にごみなどが含まれる場合があります。以上のことを防ぐためにも、事前に石や雑草は農地から出してください。

## ●そば生産者補助金

### 【対象者】

町内の農業者自らが、町内農地に生産した玄そば(品種は信濃1号)をJA佐久浅間伍賀支所に出荷した方

### 【補助金額】

玄そば1kg当り200円以内(出荷量により変動)

### 【出荷締切日(予定)】

11月16日(月)

## 申し込み・問い合わせ先

産業経済課農政係(内線27)

## 農業者の皆さまへ 夏白菜の適正生産 で所得の確保を

夏白菜(7月～9月)は長野県産シエアが極めて高い品目で当町の基幹品目ですが、7月の価格低迷が続いています。白菜の家庭用需要は、秋冬がピークで、夏季(7/1～9/10)ころは業務用の漬物需要が中心となります。近年、漬物需要も大幅に減少し、特に夏季が供給過剰傾向となっており、価格維持のため、需要に見合う適正生産の推進について、国と県から指導されています。具体的には適正生産としては、7月出荷のための種まきが4月下旬から5月ですので、この時期の播種量を「2割程度」少なくすることで、7月の市場出荷量を需要に見合う量とすることを目指しています。

なお、具体的な転換品目や作付計画についてのご相談は、最寄りの農業改良普及センターまでお願いします。

### 問い合わせ先

佐久農業改良普及センター  
0267(63)3168  
町産業経済課農政係

(内線27)

## 牛・馬・豚・鶏などを飼養されている皆さまへ

家畜伝染病予防法に基づき、牛・馬・豚・鶏などの家畜を飼養されている方は、毎年、家畜の種類・頭羽数・畜舎などの種類について、家畜保健所経由で県知事に報告することが義務づけられました。

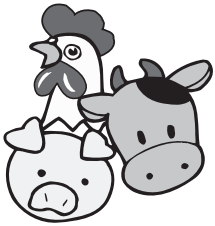
この報告は、飼養されている頭羽数が1頭(羽)から対象になります。

自宅などで対象家畜を飼養されている方で未報告の方は左記までお問い合わせ、ご報告ください。

なお、報告が義務づけられた家畜の種類、飼養頭羽数は下記のとおりです。

### 問い合わせ先

町産業経済課農政係  
(内線27)  
佐久家畜保健衛生所  
0267(62)4123



畜種および飼養頭数 報告事項	牛・馬・水牛		豚・綿羊・やぎ・猪・鹿		鶏・合鴨(あひる)・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥		だちょう	
	2頭以上	1頭	6頭以上	5頭以下	100羽以上	99羽以下	10羽以上	9羽以下
①家畜の種類・頭羽数	○	○	○	○	○	○	○	○
②畜舎およびふ卵舎の数	○	×	○	×	○	×	○	×
③基準の遵守状況	○	×	○	×	○	×	○	×
④基準遵守の措置情報	○	×	○	×	○	×	○	×

## ごんごんごんは農業委員会です

■町農業委員会事務局(32)3111 (内線64・27)

農地造成や農業用施設を建設するときには届出を!

### ●農業用施設

本来農地を転用する場合には、原則として県知事の許可を受けなければなりません。許可が必要なのは、無秩序な農地の転用を規制し、農地のスプロール化(虫食い状態)を防止すること、で、農業生産の基盤となる優良農地の確保を図る必要があるためです。

ただし、農地に農業用施設を建てる場合には、農地法の適用除外の特例が設けられています。それは農業用施設が農地の付帯施設として農業経営に必要不可欠なものであるからです。温室や育苗施設、作業場など農業経営に必要な施設に転用する場合で、転用する農地の面積が2a未満であるときは許可が必要ありません。この場合、農業委員会に『農業用施設に供することの届出書』を提出してください。

### ●農地造成

自分の農地が、道路と落差があり耕作の支障となっていたり、土質が悪いので耕土を入れ替えるなど、いわゆる農地造成をする場合は、事前に『農地造成等届出書』を提出してください。農地利用が目的の整備ですから、造成後の営農計画を立てていただき、他の目的ではなく、農地として活用するということになります。